

延 監 第 144 号

令和 5 年 3 月 16 日

令和 4 年度

財政援助団体等監査報告書

延岡市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査を実施した監査委員	1
第4	監査の方法	2
第5	監査の着眼点	2
第6	監査の結果	3
1	Out of KidZania in のべおか実行委員会	3
2	大学おうえん協議会	3
3	延岡ミャンマー友好会	4
4	延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会	4
5	延岡市土々呂コミュニティセンター管理運営委員会	4
6	延岡市富美山地区コミュニティセンター管理運営委員会	5
7	公益財団法人のべおか文化事業団	5
8	一般財団法人速日の峰振興事業団	7
第7	むすび	8

令和4年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の対象

次に掲げる補助団体、出資団体及び指定管理者について、令和3年度の出納その他の事務の執行状況を監査の対象とした。

No.	団体名	区分	補助金名/施設名	所管部課
1	Out of KidZania in のべおか 実行委員会	補助団体	地方創生SDGs推進事業補助金	企画部 企画課
2	大学おうえん協議会	補助団体	大学おうえん協議会 補助金	企画部 企画課
3	延岡ミャンマー友好会	補助団体	地域産業海外展開推進事業補助金	商工観光文化部 工業振興課
4	延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会	指定管理者	延岡市恒富南コミュニティセンター	企画部 経営政策課
5	延岡市土々呂コミュニティセンター管理運営委員会	指定管理者	延岡市土々呂コミュニティセンター	企画部 経営政策課
6	延岡市富美山地区コミュニティセンター管理運営委員会	指定管理者	延岡市富美山地区コミュニティセンター	企画部 経営政策課
7	公益財団法人 のべおか文化事業団	出資団体 指定管理者	延岡総合文化センター	商工観光文化部 歴史・文化都市推進課
8	一般財団法人 速日の峰振興事業団	出資団体 指定管理者	ETO ランド速日の峰	北方総合支所 地域振興課

第2 監査の期間

令和4年9月1日から令和5年2月6日まで

第3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江
監査委員 服 部 俊 明
監査委員 小 野 正 二

第4 監査の方法

この監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査である。補助団体等の出納その他の事務及び所管部課の指導、監督等の事務が、関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係資料の提出を求め、証拠書類等の照合や関係職員からの聴取などの方法で実施した。

第5 監査の着眼点

今回の監査に当たっての着眼点は、以下のとおりである。

1 補助団体

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納帳簿類の整備、記帳、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 会計処理上の責任体制は確立されているか。

2 出資団体

- (1) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (2) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (3) 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- (4) 経営成績、財政状態、収益率及び財務比率は良好か。
- (5) 出納帳簿類の整備、記帳、保存は適切か。また、会計経理は適正か。
- (6) 財産管理及び資金の運用は適切か。

3 指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (2) 市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。
- (3) 利用料金制を採用している場合に、当該利用料金の収納は適正に行われているか。
- (4) 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納帳簿類の整備、記帳、保存は適切か。
- (6) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

第6 監査の結果

対象団体ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象団体及び所管部課に対し、口頭で指導を行ったので記述を省略する。

1 Out of KidZania in のべおか実行委員会（所管課：企画課）

(1) 補助金の概要

- ① 補助金名 地方創生 SDGs 推進事業補助金
- ② 補助金額 7,096,703 円（令和3年度）
- ③ 主な事業内容

地方創生 SDGs を推進するため、将来の担い手である子どもたちを対象に地元企業等の仕事を体験するイベント「Out of KidZania in のべおか」を開催し、キャリア教育や世代間交流を通して、子どもたちの「地域愛」と「生きる力」を育成する。

(2) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

2 大学おうえん協議会（所管課：企画課）

(1) 補助金の概要

- ① 補助金名 大学おうえん協議会補助金
- ② 補助金額 1,200,000 円（令和3年度）
- ③ 主な事業内容

九州保健福祉大学を活かしたまちづくり事業の応援として「住民への大学・学生の情報提供」、「住民と学生の交流の場づくり」、「学生の第2のふるさとづくり」、「福祉先進都市づくりの促進」、「学会支援」、「学生確保支援」、「関係団体との連絡協調」、「大学活性化事業」、「賛助会員の募集」に取り組む。

(2) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

3 延岡ミャンマー友好会（所管課：工業振興課）

(1) 補助金の概要

- ① 補助金名 地域産業海外展開推進事業補助金
- ② 補助金額 1,235,446 円（令和3年度）
- ③ 主な事業内容
延岡市の地域産業の海外交流を加速化させ、新たな市場の開拓による地域企業の事業拡大を図り、もって新たな雇用を創出する。

(2) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

4 延岡市恒富南コミュニティセンター管理運営委員会（所管課：経営政策課）

(1) 公の施設の概要

- ① 施設名 延岡市恒富南コミュニティセンター
- ② 所在地 延岡市緑ヶ丘5丁目1番16号
- ③ 設置時期 平成24年10月4日（条例制定日）

(2) 指定管理業務の概要

- ① 指定期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで（5年間）
- ② 指定管理料 3,150,000 円（令和3年度）
- ③ 主な管理業務
 - ・センターの使用許可等に関する業務
 - ・センターの利用料金の徴収に関する業務
 - ・センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

5 延岡市土々呂コミュニティセンター管理運営委員会（所管課：経営政策課）

(1) 公の施設の概要

- ① 施設名 延岡市土々呂コミュニティセンター
- ② 所在地 延岡市櫛津町3427番地39
- ③ 設置時期 平成27年7月3日（条例制定日）

(2) 指定管理業務の概要

- ① 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
- ② 指定管理料 2,420,000円（令和3年度）
- ③ 主な管理業務
 - ・センターの使用許可等に関する業務
 - ・センターの利用料金の徴収に関する業務
 - ・センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

6 延岡市富美山地区コミュニティセンター管理運営委員会（所管課：経営政策課）

(1) 公の施設の概要

- ① 施設名 延岡市富美山地区コミュニティセンター
- ② 所在地 延岡市富美山町514番地9
- ③ 設置時期 平成31年3月29日（条例制定日）

(2) 指定管理業務の概要

- ① 指定期間 令和2年1月12日から令和6年3月31日まで
- ② 指定管理料 2,090,000円（令和3年度）
- ③ 主な管理業務
 - ・センターの使用許可等に関する業務
 - ・センターの利用料金の徴収に関する業務
 - ・センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

7 公益財団法人のべおか文化事業団（所管課：歴史・文化都市推進課）

(1) 出資団体の概要

- ① 設立年月日 昭和60年8月31日
- ② 正味財産 35,213,094円（令和4年3月31日現在）
- ③ 市の出捐金額 18,510,000円

(2) 公の施設の概要

- ① 施設名 延岡総合文化センター
- ② 所在地 延岡市東浜砂町 611 番地 2
- ③ 設置時期 昭和 60 年 11 月 13 日（施設開業日）

(3) 指定管理業務の概要

- ① 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）
- ② 指定管理料 78,028,090 円（令和 3 年度）
- ③ 主な管理業務
 - ・利用許可及び利用許可の取消しに関する業務
 - ・施設、附属設備等の維持管理に関する業務
 - ・芸術、文化及び教養の向上を図るための事業の実施に関する業務
 - ・喫茶店の営業に関する業務

(4) 監査の結果及び意見

監査の結果、事務処理は適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり意見を述べる。

◇ 今後の運営について

延岡総合文化センターは、昭和 60 年に国の田園都市構想に基づく中核施設として宮崎県北部広域市町村圏域の文化振興を図るために建設された建物で、開館から 37 年が経過している。

施設運営面については、開館以来、多くの市民が利用しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成 30 年度は、入場者数が約 15 万人で、自主文化事業を含めて多くのイベントが開催されていた。しかし、令和 2 年度及び 3 年度は、イベントが中止となったり、開催されても入場制限を設けなければならなかったりなどにより、令和 3 年度の入場者数は約 6,500 人と大きく減少している。

一方、令和 3 年度の施設利用料は 24,847 千円で、平成 30 年度（28,531 千円）と比べて約 370 万円の減少にとどまっている。

施設管理面では、開館から 37 年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいる。特に照明や音響設備の老朽化が著しく、イベントに影響が出ないかが懸念されているところである。施設や設備の長寿命化や利用者の安全確保のためにも、保守点検に力を入れるとともに、計画的な改修、さらには設備の更新が必要であると考えている。

令和 4 年 12 月には野口遵記念館がオープンしたこともあり、多くの市民が今後の文化事業やイベントの開催に期待し、注目しているところである。

今後は、さらに自主文化事業にも取り組み、地方文化の向上及び市民芸術文化の振興に貢献されるよう望むものである。

8 一般財団法人速日の峰振興事業団（所管課：北方総合支所地域振興課）

(1) 出資団体の概要

- ① 設立年月日 平成7年3月20日
- ② 正味財産 32,098,348円（令和4年3月31日現在）
- ③ 市の出資金額 60,000,000円（市の出資割合100%）

(2) 公の施設の概要

- ① 施設名 ETOランド速日の峰
- ② 所在地 延岡市北方町早中巳1183番地
- ③ 設置時期 平成7年4月20日（施設開業日）

(3) 指定管理業務の概要

- ① 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）
- ② 指定管理料 16,775,000円（令和3年度）
- ③ 主な管理業務
 - ・使用許可及び使用許可の取消しに関する業務
 - ・利用料金の徴収及び還付に関する業務
 - ・施設、附帯設備等の維持管理に関する業務

(4) 監査の結果及び意見

監査の結果、事務処理は適正に執行されているものと認められたが、以下のとおり意見を述べる。

◇ 今後の経営について

ETOランド速日の峰は、広大な自然探訪と緑の空間での憩いの場を提供し、交流人口の増加を図る等の目的で、バンガローをはじめとする宿泊施設や人工芝スキー場などを備えた滞在型レジャー施設として平成8年7月にグランドオープンしている。

しかし、メイン施設であった人工芝スキー場は、施設の老朽化と経営の見直しにより平成25年10月末に廃止されている。そのため、平成24年度には約2万人だった入園者は、平成26年度には約7,000人と大きく減少し、令和3年度は約6,000

人となっている。

施設運営面については、人工芝スキー場の廃止以降、総収入が大きく減少しており、令和元年度までは約1,600万円となっていたが、令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で施設の閉館やイベントを行うことができない等の理由により、さらに大きく減少している。そのため、経費削減に努め総支出額を抑えるよう経営努力をしているが、正味財産は毎年減少しており、厳しい経営状況が続いている。

施設管理面では、廃止施設の撤去が進んでおらず、安全面からもなるべく早く撤去する必要がある。また、施設や設備も年々老朽化していくため、計画的に改修する必要があると考える。

安定した経営のために今後は、SNS や市のホームページなどをさらに活用し、オンライン申請を導入するなど利用者の利便性を図るとともに、すばらしいロケーションを含む施設の魅力を市内外に発信し、入場者を増やすイベント等の開催や合宿を誘致するなど、さらなる経営改革に取り組まれることを望むものである。

第7 むすび

今回の監査は、市が補助金等を支出する財政援助団体等を対象として実施したものである。

監査の結果、施設を指定管理者に委託している所管課における事業実績報告書及び月次報告書等の履行確認が不十分なものが多く見受けられた。

これは、指定管理者制度が始まって約20年経過し、市が施設の管理者であるという認識が希薄になってきたことによるものと考えられる。他の自治体でも「指定管理者に適切に業務を実施させるべく指示・指導する意識が根本的に低く、チェック機能不全に陥り、所管局が指定管理者に対する監督責任を十分に果たすことができていない」と指摘している。

本市においても「事業実績報告書及び月次報告書で報告されている施設の維持管理業務の内容と仕様書で定められている施設の維持管理業務の内容が一致していない」「点検の実施主体が不明瞭である」「施設の管理体制を把握していない」など同様の指摘をしている。

今後は、モニタリングを全施設において確実に実施し、「指定管理者による公の施設の管理運営が協定に従い適正に実施されているか」を確認することが必要である。

公の施設は、市が設置する施設である以上、管理責任は市にあり、所管課は指定管理者に対する監督責任がある。